

2023年6月30日

外国為替及び外国貿易法違反企業に対して警告を行いました

経済産業省は、本日、株式会社コアボックス(法人番号 9180001118179)による外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)違反事件に関し、厳正な輸入管理を求めることを主な内容とする警告を行いました。

1. 事案の概要

株式会社コアボックスは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」の規制対象であり、輸入に際し外為法に基づく経済産業大臣の承認が必要なアメリカアリゲーターの骨格標本 1 点及び頭骨標本 5 点について、令和 2 年 2 月及び令和 3 年 4 月の計 2 回、経済産業大臣の承認を受けずにアメリカ合衆国から輸入しました。

2. 当省の対応

本日、貿易経済協力局長名により、株式会社コアボックスに対し、今後、貿易関連法規に対する理解を深め、厳正な輸入管理を実施するよう厳重に注意喚起するとともに、再発防止のため輸入管理方法の明確化及び法令遵守の徹底を求める警告を行いました。

(警告対象企業)

株式会社コアボックス(法人番号 9180001118179)
愛知県名古屋市北区池花町 211 番地
代表取締役 柴垣 幸弘

(本発表資料のお問合せ先)

貿易経済協力局 貿易管理部 貿易管理課長 黒田

担当者: 平山、石塚

電話: 03-3501-1511(内線 3241)

03-3501-0538(直通)

メール: bzl-boeki-kanri-inquiry★meti.go.jp

※[★]を[@]に置き換えてください。